

宮崎県教育長より、新型コロナウイルス感染症に係る春休み期間中の対応について（通知）の文書が出されました。運動場の開放は「児童生徒の体力の維持・向上のための運動場の開放については、各学校の実情や児童生徒等の状況を踏まえた上で、その日時及び活動内容を適切に定め、実施することができる。」とあります。また、留意事項として、以下の観点が指摘されています。

- 児童生徒の参加に当たっては、保護者の同意を得る。
- 周辺地域の感染状況に配慮する。
- 担当教諭等の監督の下、活動を行う。
- 活動にあたっては、万全の感染防止策をとる。
 - ・ 軽い風邪症状（喉の痛みだけ、咳だけ、発熱だけなど）や体調がすぐれない場合は参加させない。
 - ・ 活動の前後などに、健康観察及び手洗い・うがい・咳エチケットの指導を行う。
 - ・ 対人接触がない、密集状態にならないなど活動方法を工夫する。
 - ・ 水筒を持参させ、タオル、コップ等の共有はさせない。
 - ・ 更衣室は大勢で利用することのないように十分配慮する。

以上の留意事項を検討し、本校でのグラウンド開放を以下の条件で実施いたします。

1 開放日時および監督教諭

3月30日（月）	① 9：30～11：30（柴）	② 13：30～16：00（阿部）
3月31日（火）	① 9：30～11：30（川崎）	② 13：30～16：00（徳峰）
4月 3日（金）	① 9：30～11：30（飛高）	② 13：30～16：00（柴）
4月 6日（月）	① 9：30～11：30（徳峰）	② 13：30～16：00（阿部）
4月 8日（水）	① 9：30～11：30（川崎）	② 13：30～16：00（曾我）

2 更衣等

- ・ 各男女更衣室を利用するが、更衣室に一度に10名以上は入らないようにする。
- ・ 各自荷物はバックの中に入れ、体育館周辺で管理すること。（貴重品は持ってこない）

3 活動内容について

- ※ 宮崎県から春期休業中の部活動は現時点では禁止の文書が出ております。
- ・ 原則グラウンド内でのランニングや補強トレーニング程度とし、道具等を用いた部活動と判断される練習は禁止とする。
 - ・ 活動における集団は2～3名以内とし、距離を置くこと。
 - ・ 1時間以内の運動とする。

4 利用に当たって

- ・ 保護者の同意の必要性により、生徒手帳の「諸届・許可願い」を利用する。
理由：体力向上のためのグラウンド利用
検印：検温記録を記載することが望ましい。

5 感染防止策

- ・ 県から出された感染防止策を守ること。

6 その他

国や県から出される部活動等の通知により対応が変わることもある。（部活動の許可や休校解除等）